

国立大学法人群馬大学監事候補者選考会議要項

令和 2.3.11 制定

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、文部科学省が求めるところにより、本学が次期候補者（以下「監事候補者」という。）を文部科学省に推薦するに当たり、本学における監事に求める役割、人材像等（以下「求める人材像等」という。）を踏まえ、透明性のあるプロセスによって当該監事候補者の選考を行うため設置する国立大学法人群馬大学監事候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 選考会議は、求める人材像等を定め、これに基づいて監事候補者選考を行う。

(組 織)

第3条 選考会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
- (2) 学長が指名する副学長 1人
- (3) 学長が委嘱する学外有識者 2人

(任 期)

第4条 選考会議委員の任期は、監事候補者が監事として任命されるまでとし、再任を妨げない。

(運 営)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を招集する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第3条第3号の委員が1名以上出席した場合に限る。

(守秘義務)

第6条 委員は、選考会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事 務)

第7条 選考会議に関する庶務は、総務部人事労務課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年3月11日から施行する。